

移行期間終了後の英国ビジネス関連制度
英国の輸入規制等

2021年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は 2021 年 2 月 15 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントはジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

〈目次〉

1. EU 離脱前の制度概要	1
2. EU からの輸入が管理規制される物品	2
3. 移行期間終了後の英国の貿易救済制度の枠組み.....	4
(1) 移行期間終了までの英国政府の対応.....	4
(2) 貿易救済措置の「移行レビュー」	4
(3) アンチダンピング関税措置および相殺関税措置.....	6
(4) 鉄鋼セーフガード措置	8
① EU 鉄鋼セーフガード措置の継続	8
② 英国の鉄鋼製品の関税割当枠.....	10
4. 参考情報	12

〈図表目次〉

表 1： 管理規制品目に該当する物品.....	3
表 2： DIT による貿易救済調査のステップ	5
表 3： 英国が継続／終了する EU のアンチダンピング関税措置および相殺関税措置.....	6
表 4： EU 鉄鋼セーフガード措置の英国による継続	9
表 5： 鉄鋼製品の関税割当枠（2021 年第 1 四半期および第 2 四半期）	10

1. EU 離脱前の制度概要¹

EU では欧州委員会が域内への輸入規制を所管し、英国は EU 離脱の移行期間終了時まで EU の制度を継続していたが、移行期間終了後は英国独自の貿易政策の運用を開始した。英国における EU 共通対外関税 (CCT : Common Customs Tariff) の適用は、貿易救済措置も含め、2020 年 12 月 31 日に終了した。

EU の貿易救済措置は基本的に、WTO のアンチダンピング協定や補助金協定のルールに則っており、英国も同様に WTO ルールに基づいた措置を導入した。EU のアンチダンピング措置と補助金相殺関税措置は、EU の生産者による苦情申し立てを受けて、EU 域外国生産者の輸出による不当廉売や不公正な補助金支援による損害の調査を開始するのが一般的であるが、欧州委員会が独自のイニシアチブで調査を開始することもできる。補助金相殺関税措置では、輸出国政府が提供する輸出補助金や国内産品優先使用補助金などを通して、EU へ輸出を行う一定の企業もしくは企業グループ、産業が不当な支援を受けていると判断された場合に関税を賦課する。

セーフガード関税措置は、貿易慣行が不公正かどうかという観点のアンチダンピングおよび補助金相殺関税措置とは異なり、突然の予期せぬ動向によって EU 域内の産業が重大な損害を受けたことを明示する必要があるなど発動の条件はより厳しい。このため EU でもセーフガード措置の発動実績は少ないが、鉄鋼については、世界的な供給過剰や他国の輸入制限措置に加え、米国が 2018 年 3 月に鉄鋼・アルミ製品の輸入に対して 25%の関税上乗せ措置 (1962 年通商拡大法第 232 条に基づく) を発動したことを受け、2019 年 2 月 2 日に一部の鉄鋼製品に対し確定セーフガード措置を発動した²。2020 年 10 月時点で 26 製品カテゴリーについて鉄鋼 (確定) セーフガード措置が存在する。欧州委員会は、2020 年 10 月 30 日付けの EU 官報³で、英国の EU 離脱移行期間終了後の EU の関税数量割当の詳細について発表した。英国は移行期間が終了した 2021 年 1 月 1 日以降、26 製品カテゴリーについての鉄鋼 (確定) セーフガード措置のうち、19 製品カテゴリーの同措置を継続している。

¹ Actions against imports into the EU
<https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/trade-defence/actions-against-imports-into-the-eu/>

² Commission Implementing Regulation (EU) 2019/159 of 31 January 2019 imposing definitive safeguard measures against imports of certain steel products
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0159>
四次の改正を反映した Consolidated version (01/01/2021) :
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A02019R0159-20200701>

³ Notice concerning the adaptation of the level of Tariff Rate Quotas under the safeguard measures on certain steel products following the exit of the United Kingdom from the European Union as of 1 January 2021 (2020/C 366/12)
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:JOC_2020_366_R_0012&from=EN

2. EUからの輸入が管理規制される物品⁴

英国のEU離脱の移行期間終了後、EUから英国（グレートブリテン）への物品輸入手続きは2021年1月1日から6月30日までの6カ月間にわたり手続き簡素化の面での猶予期間がある。一般的な製品では税関申告書の提出に最長6カ月の猶予が与えられ、関税納付は税関申告が行われるまで延期することができるのに対し、表1に示した管理規制品目および物品税の課税対象品目については、2021年1月1日から完全な輸入申告手続きが必要となっている^{5, 6}。

これらの物品の多くで、所管省庁が発行する輸入ライセンスや認可が必要となっている。品目によって許可申請・発行を担当する所管省庁は異なる。各品目に関する詳細は表1の出所となっている移行期間終了後の国境運用モデルに関する政策文書⁶および英国政府のウェブサイト⁴を参照されたい。

■制裁措置について

英国は、EUが特定の第三国に課している制裁措置^{7, 8}を移行期間終了時まで継続していたが、その後は「2018年制裁・資金洗浄防止法」⁹に基づき制定される国内規則により、英国独自の制度が執行された^{10, 11}。EU法を通して施行されていた国連の制裁措置も、移行期間

⁴ Guidance List of goods imported into Great Britain from the EU that are controlled <https://www.gov.uk/guidance/list-of-goods-imported-into-great-britain-from-the-eu-that-are-controlled> (2020年10月16日更新)

⁵ 移行期間終了後の一般的な輸入手続きについては「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度：英国の輸入にかかる通関手続き」を、また輸入関税の一般的な制度および手続きについては「同：英国の輸入における税務（関税・VAT）」を参照されたい。

⁶ 各品目（アンチダンピング関税／相殺関税措置および鉄鋼セーフガード措置の対象品目以外）の具体的な輸入手続きについては英国政府が国境運用モデル（Border Operating Model）として発表している下記の政策文書に詳しい。

“The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods”, HM Government Border and Protocol Delivery Group
<https://www.gov.uk/government/publications/the-border-operating-model> からダウンロード可。
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf (2021年1月6日更新)

⁷ Restrictive measures (sanctions) https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/international-relations/restrictive-measures-sanctions_en

⁸ EU Sanctions Map <https://www.sanctionsmap.eu/>

⁹ Sanctions and Anti-Money Laundering Act 2018 <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/13/contents>

¹⁰ UK sanctions regimes <https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-regimes-under-the-sanctions-act>

¹¹ The UK sanctions list <https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-sanctions-list>
Financial sanctions targets: list of all asset freeze targets
<https://www.gov.uk/government/publications/financial-sanctions-consolidated-list-of-targets/consolidated-list-of-targets>
<https://www.gov.uk/government/publications/sanctions-policy-after-31-december-2020>
<https://www.gov.uk/government/collections/uk-sanctions-regimes-under-the-sanctions-act>

終了後は英国の国内法により施行されている。基本的にはEUの制裁措置は継続するが、政府は、英国の制裁措置の内容は必ずしもEUのものと完全に同一ではないとしている。

表 1： 管理規制品目に該当する物品

【2021年1月1日以降、EUから英国（グレートブリテン）への輸入で通常の輸入申告手続きを要する品目】

物品の種類	対象品目・留意事項
物品税の対象品目	アルコール製品、たばこ製品、たばこ製品製造機、炭化水素油・バイオ燃料・代替燃料、道路燃料ガス、気候変動税の対象となる物品など
アンチダンピング関税／相殺関税の対象品目	肥料、バイオディーゼル、セラミック、鉄鋼、アルミニウムなど様々な製品
鉄鋼セーフガード措置の対象品目	鉄鋼および鉄鋼製品（関税品目コード72および73）
薬物前駆体化学物質	理事会規則（EC）No. 111/2005のカテゴリ1、2a、2b、3、および4に該当する薬物前駆体化学物質
規制薬物	コカイン、ヘロイン、モルヒネ、アヘン、大麻、アンフェタミン、リゼルギド（LSD）など1971年薬物乱用法および2001年薬物乱用規則の指定薬物
水産物	漁獲証明書（および該当する場合は加工証明書と保管場所に関する書類）の事前提出が必要
固体硝酸アンモニウム（肥料）	窒素成分が重量で28%を超える場合、および貨物重量が500キログラム以上の場合
爆発物・爆発物前駆体	欧州危険物国際道路輸送協定（ADR）の署名国により危険有害性分類が指定され、危険有害性の分類と輸送条件を明記した所轄官庁文書（CAD）を保持しているすべての爆発物および爆発物前駆体
花火・火工品	輸入そのものは制限されていないが取得、保持、譲渡、保管、製造に認可もしくはライセンスを要する。欧州内の輸送にADRの危険有害性分類の指定とCADが必要
軍物品	銃用雷管、起爆装置、信号閃光筒、装甲車両、望遠照準器・その他の光学装置、収集品、骨董品など、軍事用に設計または改変された製品
核物質	医療用放射性同位元素も含め、ウラン精鉱、プルトニウム、ウラン233、濃縮ウラン233、235、天然ウランおよびその混合物、これらを含む化合物および合金（使用済みまたは照射済み原子炉燃料要素（カートリッジ）を含む）などの核物質は、核規制局（Office for Nuclear Regulation）が発行するライセンスがある場合のみ輸入可能
オゾン層破壊物質およびハイドロフルオ	オゾン層破壊物質（ODS）はライセンスの下でのみ輸入可能、ハイドロフルオロカーボン（HFC）（バルクもしくは製品・機器中の含有）は

ロカーボン	登録企業のみが輸入可能（モンリオール議定書の下で管理）
制裁品および大量破壊兵器（WMD）関連製品	英国の制裁対象品目または（イランや北朝鮮など）英国が導入している制裁措置下で輸入ライセンスによる管理対象となる特定品目（関税品目コード 27、28、44、69、71、76 などの一部の製品）
その他	有毒化学物質（化学兵器禁止条約）、絶滅危惧種（ワシントン条約 CITES リスト）、ダイヤモンド原石（キンバリー・プロセス認証制度による取引規制）、一部の銃砲（大砲、魚雷、ミサイル等の一部の軍事製品を含む）、対人地雷、攻撃兵器（銃、ナイフ、剣等）、リアルな模造銃、拷問器具

出所：“The Border with the European Union, Importing and Exporting Goods (Annex C)” ,
List of Controlled Goods (2020年12月更新) よりまとめ
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

以降では、英国の EU 離脱の移行期間終了後の、英国における貿易救済措置（アンチダンピング関税、相殺関税、セーフガード措置）制度について取り上げる。

3. 移行期間終了後の英国の貿易救済制度の枠組み¹²

(1) 移行期間終了までの英国政府の対応

英国政府は、EU 離脱の移行期間終了後、新たな貿易救済政策を実施するが、2020年12月31日までは、EU によって導入されている貿易救済措置が英国においても同条件で引き続き適用され、貿易救済に関する調査も欧州委員会が英国政府に代わって実施されていた。英国政府は独自の貿易政策を運用し始めるまでは、EU が導入する新たな措置も引き続きモニターし、新たな措置が英国の生産者に利害があると考えられる場合には、国内の当事者と当該措置を移行期間終了日に終了すべきか、継続すべきかについて協議していくとしていた。

(2) 貿易救済措置の「移行レビュー」

国際貿易省（DIT : Department for International Trade）は EU 離脱に向け、2017年11月から2018年にかけて、EU でとられているアンチダンピング措置および補助金相殺関税措置のなかで、どれを EU 離脱後も英国で継続すべきかについて検証した。これは英国の製造業の企業に対して、現在 EU の貿易救済措置を受けている場合、それを継続すべきか、どちらでもよいか、継続すべきではないと考えるかについての意見を求めると同時に、生産量や売上に関するデータも提示を求め、さらに国内外の非製造業や最終顧客へのアンケートを実施してデータ検証し、それらを基に政府の判断基準が適正であるかどうかを検証するという方法ですすめられ、最終結果は2019年5月に発表された¹³。

¹² Guidance: Trade remedies transition policy (2020年2月6日発表、12月16日更新)
<https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy>

¹³ Call for Evidence consultation: Consultation outcome - Final findings of the call for

今後、英国が継続する予定のアンチダンピング措置、相殺関税措置、セーフガード措置について、DIT傘下の貿易救済調査局（TRID：Trade Remedies Investigations Directorate）が「移行レビュー（transition reviews）」を実施し、現行措置が英国市場にとって適切かどうか、変更や終了する必要性がないかについての検証を続ける。英国が独自の貿易政策の運用を開始するにあたり、継続した貿易救済措置を継続すべきかどうか、継続する場合はどの程度のレベルの措置とするかを決定する。TRID が英国市場のデータに基づいたレビューを終了するまでは、移行措置として欧州委員会がこれまでに設定した措置のレベルを維持する。

DIT は移行レビューを含めた貿易救済調査のプロセスを発表しており¹²、調査開始までのステップは措置の種類によって若干異なる（表 2 参照）。

表 2： DIT による貿易救済調査のステップ

調査開始までのステップ	ダンピング	補助金	セーフガード
関係する外国政府に協議への参加を要請	×	○	×*
調査開始を関係する外国政府に通達	○	○	×*
開始通達（Notice of Initiation）を公示	○	○	○
国際貿易相および利害関係者に通達	○	○	○
調査の所要期間	11～13 カ月	11～13 カ月	8～10 カ月

* セーフガードは、特別に免除されない限り、全世界を対象とする。

出所：“Guidance: An introduction to our investigations process”

Department for International Trade の Comparison Table（2020 年 12 月 18 日更新）よりまとめ

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process/an-introduction-to-our-investigations-process>

移行レビューについては通常の調査と異なり、TRID の要請を受けた DIT が、調査が必要とみなせばレビューの内容を「決定通達（Notice of Determination）」として公示し、TRID が当該措置の正式な移行レビューを開始する旨を「開始通達（Notice of Initiation）」として発表する。調査・分析の完了後、「本質的な事実についての声明（Statement of Essential Facts）」を貿易救済サービス（Trade Remedies Service）のウェブサイト¹³に公示する。関係者から広く集めた見解を検討材料とし、「事前決定（Preliminary decision）」として国際貿易相に勧告し、国際貿易相が最終的な決定を下す。移行レビューの場合では最終決定までに 8～11 カ月を要する¹⁴。

evidence into UK interest in existing EU trade remedy measures（2019 年 5 月 2 日更新）

<https://www.gov.uk/government/consultations/call-for-evidence-to-identify-uk-interest-in-existing-eu-trade-remedy-measures/outcome/final-findings-of-the-call-for-evidence-into-uk-interest-in-existing-eu-trade-remedy-measures>

¹² ”Guidance: The UK trade remedies investigations process（2020 年 12 月 18 日更新）”

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process>

¹³ Trade Remedies Investigation Directorate Investigations currently in progress

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>

¹⁴ Trade Remedies Investigations Directorate (TRID) dumping, subsidisation and safeguarding investigations guidance

<https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-investigations-directorate-trid-dumping-and->

開始通達と現在実施中の移行レビューの進捗状況や最終決定のタイミングの見込みなどは、TRIDの貿易救済サービス(Trade Remedies Service)のウェブサイトで確認することができる。2021年1月中旬現在、このサイトには移行レビュー中の7件(アンチダンピング関税4件、相殺関税2件および鉄鋼セーフガード1件)が掲載されているが、今後、英国政府が独自に貿易救済措置の調査を実施する場合、それらの案件もこのウェブサイトに掲載される。また、企業や業界団体などが、調査の依頼申請や実施中の調査に関与したい場合も、このサイトが登録窓口となる。

なお現在DIT傘下のTRIDは、審議中の貿易法案(Trade Bill)¹⁵が制定され次第、DITから独立した貿易措置局(TRA:Trade Remedies Authority)となる¹⁶。

(3) アンチダンピング関税措置および相殺関税措置

英国が継続することを決めているEUの確定アンチダンピング関税措置および確定相殺関税措置を表3に示した。2021年1月中旬現在、TRIDは6件のアンチダンピング措置について移行レビューを実施している。なお表3の自転車(AD287)、電動自転車(AD643およびAS646)は、英国の生産者から政府に対して異議申し立てがあり、新たな証拠を基に再評価を実施した結果、移行期間中の12月16日に措置の継続が再決定された。

表3: 英国が継続/終了するEUのアンチダンピング関税措置および相殺関税措置

案件番号*	措置の対象製品	措置の対象国	措置継続/終了
AD529	PSCワイヤおよびストランド	中国	継続**
AD548	アイロン台	中国	継続
AD621	アスパルテーム(人工甘味料)	中国	終了
AD611	アセスルファムカリウム	中国	終了
AD610	アルミニウム箔	ロシア	終了
AD582	アルミニウム箔(軽量のロール)	中国	継続
AD534	アルミニウム箔(大容量のロール)	中国	終了
AD578	アルミラジエータ	中国	終了
AD541	アルミ製車輪	中国	継続
AD471	オクメ合板	中国	終了
AD558	ガラス繊維(オープンメッシュ生地)	中国(インド、インドネシア、台湾、タイにも拡大適用)	終了
AD653	ガラス繊維(織物、スティッチ繊維)	中国、エジプト	終了
AS656	ガラス繊維(織物、スティッチ繊維)	中国、エジプト	終了
AS657	ガラス繊維強化材(ガラス繊維製品)	エジプト	継続
AD524	かんきつ類	中国	終了*
AD522	クエン酸	中国(マレーシアにも拡大適用)	終了*
AD469	グラファイト電極システム	インド	終了
AS470	グラファイト電極システム	インド	終了
AD544	グルコン酸ナトリウム	中国	終了
AD521	グルタミン酸ナトリウム	中国	終了*
AD602	グルタミン酸ナトリウム	インドネシア	終了*
AD552	コート紙	中国	終了
AS557	コート紙	中国	終了
AD467	シクラミン酸ナトリウム	中国、インドネシア	終了
AD626	シクラミン酸ナトリウム	中国	終了
AD496	シャモア皮	中国	継続

[subsidisation-investigations-guidance/investigations-timelines](https://www.gov.uk/government/publications/trade-bill/trade-bill)

¹⁵ Trade Bill 2019-21
<https://services.parliament.uk/bills/2019-21/trade.html>

¹⁶ Guidance: Trade Bill
<https://www.gov.uk/government/publications/trade-bill/trade-bill>

案件番号*	措置の対象製品	措置の対象国	措置継続／終了
AD568	シュウ酸	中国、インド	終了
AD245	シリコンメタル	中国（韓国、台湾にも拡大適用）	終了
AD507	スイートコーン	タイ	終了
AD652	スチール製車輪	中国	終了
AD565	ステンレス鋼の継目無管	中国	終了
AD622	ステンレス鋼管・管継手（突合せ溶接継手）	中国、台湾	終了
AD658	ステンレス鋼熱間圧延平面製品	中国、インドネシア、台湾	終了
AS556	ステンレス鋼棒	インド	継続
AD607	ステンレス鋼冷間圧延製品	中国、台湾	終了*
AD444	スルファニル酸	中国	終了*
AD560	セラミックタイル	中国	継続
AD640	タイヤ	中国	継続
AS641	タイヤ	中国	継続
AD616	ダクタイル鋳鉄の管	インド	終了
AS618	ダクタイル鋳鉄の管	インド	終了
AD238	タングステンカーバイド	中国	終了
AD502	タングステン電極	中国	終了
AD480	トリクロロイソシアヌル酸（TCCA）	中国	終了
AD531	バイオディーゼル	米国（カナダにも拡大適用）	継続**
AS532	バイオディーゼル	米国（カナダにも拡大適用）	継続**
AS644	バイオディーゼル	アルゼンチン	継続
AS650	バイオディーゼル	インドネシア	継続
AD474	ハンドパレットトラックおよびその必須部品	中国（タイ、ベトナムにも拡大適用）	終了
AD516	フェロシリコン	中国、ロシア	終了
AD511	ペルオキシニ硫酸	中国	終了
AD547	ポリエステル系（強力）	中国	終了
AS426	ポリエチレンテレフタレート（PET）	インド	継続
AD654	ポリビニールアルコール（PVA）	中国	終了
AS606	マス（ニジマス）	トルコ	継続**
AD554	メラミン	中国	終了
AD540	モリブデン線	中国（マレーシアにも拡大適用）	終了
AD350	リングバインダー・メカニズム	中国（ラオス、ベトナムにも拡大適用）	終了
AD491	レバーアーチ・メカニズム	中国	終了
AD384	ワイヤロープ	中国（韓国、モロッコにも拡大適用）	継続
AD631	厚（中）板	中国	継続
AD585	可鍛鋳鉄のねじ管・管継手	中国、タイ	終了
AD632	継目無管（406.4mm大）	中国	終了
AD629	軽量感熱紙（65g/m2以下）	韓国	終了
AD287	自転車	中国（特定の自転車部品に拡張）（カンボジア、インドネシア、マレーシア、パキスタン、フィリピン、スリランカ、チュニジアにも拡大適用）	継続
AD659	重量感熱紙	韓国	終了
AD488	酒石酸	中国	終了
AD330	硝酸アンモニウム（肥料）	ロシア	継続*
AD530	線材	中国	最終決定予定 2021年10月11日 継続**
AD598	太陽発電用ガラス	中国	終了*
AS599	太陽発電用ガラス	中国	終了*
AD639	耐食鋼	中国	継続
AD475	炭酸バリウム	中国	終了
AD637	鋳鉄製品	中国	継続
AD633	鉄筋	ベラルーシ	終了
AD619	鉄筋（疲労特性に優れたもの）	中国	継続
AD523	鉄鋼または非合金鋼の溶接管	中国、ロシア、ベラルーシ	継続**
AD323	鉄鋼製の管・管継手	中国（インドネシア、スリランカ、フィリピンにも拡大適用）	終了
AD442	鉄鋼製の管・管継手	韓国、マレーシア	終了
AD579	鉄鋼製の管・管継手	ロシア、トルコ	終了
AD490	鉄鋼製の継目無管	ロシア、ウクライナ	終了
AD533	鉄鋼製の継目無管	中国	終了
AD643	電動自転車	中国	継続
AS646	電動自転車	中国	継続
AD586	陶製の食器及び台所用品	中国	継続
AD649	尿素と硝酸アンモニウムの混合物	ロシア、トリニダード・トバゴ、米国	終了
AD630	熱間圧延製品（鉄、非合金その他の合金鋼）	中国	継続
AS634	熱間圧延製品（鉄、非合金その他の合金鋼）	中国	継続
AD635	熱間圧延製品（鉄、非合金その他の合金鋼）	ブラジル、イラン、ロシア、ウクライナ	継続
AD608	方向性電磁鋼板（GOES）	中国、日本、韓国、ロシア、米国	終了†

案件番号*	措置の対象製品	措置の対象国	措置継続／終了
AD584	有機被覆鋼（製品）	中国	継続
AS587	有機被覆鋼（製品）	中国	継続
AD620	冷間圧延鋼板製品	中国、ロシア	継続
AD549	連続フィラメントガラス繊維	中国	継続
AS603	連続フィラメントガラス繊維	中国	継続*

AD：アンチダンピング関税、AS：相殺関税

* 欧州委員会が措置期限の終了に伴い延長見直し調査（expiry review）を実施している案件。見直し調査は、措置が終了すると不当販売と損害が継続もしくは再発する可能性があるかどうか判定するもので、措置を継続する場合、通常はさらに5年延長される。延長見直し調査を実施しない場合、措置は5年で終了する。見直し調査では措置の内容（関税の率や形態）は変更することはできない。

** TRIDが開始通達（Notice of Initiation）を発表後、移行レビューを実施している6件。

† 国内生産が途絶え再開する見込みがない製品で、措置の再評価を実施した結果、維持すべきではないと決定したものの。

出所：“Guidance: Trade remedies transition policy”, Department for International Trade <https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy>（2020年12月16日更新）および
“Investigations currently in progress”, Trade Remedies Investigation Directorate <https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>（2021年1月14日時点）より作成

(4) 鉄鋼セーフガード措置^{17,18}

① EU 鉄鋼セーフガード措置の継続

英国政府は、自国産業に利害がある場合は、EU のセーフガード措置を継続することを確認している。DIT は、2020 年 11 月中旬時点で 26 製品カテゴリーある EU の鉄鋼（確定）セーフガード措置のうち、英国で生産が行われている 19 製品カテゴリーを移行期間終了後に継続し、英国独自の措置に移行することを 2020 年 9 月 30 日の「決定通達 2020/06」¹⁹で明らかにした。残る 7 製品カテゴリーは現状、国内生産の実績がない分野で、移行期間終了時点（2020 年 12 月 31 日午後 11 時）で関税割当の適用を終了した。「決定通達 2020/06」では以下の 4 つの附属書（Annexes）に措置詳細が記載されている。

- Annex 1：鉄鋼セーフガード措置の対象となる製品カテゴリー（表 4 参照）およびその関税品目コード
- Annex 2：2021 年第 1 四半期および第 2 四半期（Year 3）²⁰における国・地域別の関税割当枠（表 5 の 3～5 列目参照）。割当枠を使いきれなかった場合の残量は適用期間（四半期ごと）に均等に設定された関税割合を基に先着順で割り当てる。第 1、2、3 四半期の終わりに残った枠は次の四半期に繰り越される（第 4 四半期の残は繰り越されない）。関税割当枠を超過した輸入に対しては、

¹⁷ ”Guidance: Trade remedies transition policy”, Department for International Trade <https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy>（2020年12月16日更新）

¹⁸ “Notice of determination 2020/06: safeguard measures on certain steel products - application of tariff rate quotas”, Department for International Trade <https://www.gov.uk/government/publications/notice-of-determination-safeguard-measures-on-certain-steel-products-application-of-tariff-rate-quotas>（2020年9月30日）

¹⁹ 関税割当は「2019年貿易救済措置（英国生産者に重大な損害を与える輸入の増加）（EU 離脱）規則」第 46 条(2)に基づき国際貿易相が裁可する。

Trade Remedies (Increase in Imports Causing Serious Injury to UK Producers) (EU Exit) Regulations 2019 <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/449/contents/made>

²⁰ Year 1（2019年2月2日～3月31日、4～6月）、Year 2（2019年7～9月、10月～12月、2020年1～3月、4～6月）、Year 3（2020年7～9月、10～12月、2021年1～3月、4～6月）。同鉄鋼セーフガード措置は2019年2月2日に発動し、英国が独自のセーフガード措置の運用を始めるのはYear 3の第3四半期からとなる。

25%の追加関税（EUと同じレベル）が課される。

- Annex 3：英国への輸入数量が少なく鉄鋼セーフガード措置の適用除外となる開発途上国（121カ国）のリスト
- Annex 4：Annex 3に掲載されている国のうち、特定の製品カテゴリについて適用除外とならない国のリスト（表4右列参照）
- Annex 5：Annex 2で割当枠が決められている国・地域が割当枠を使い切った場合に、同じ製品カテゴリで利用できる割当枠残量の上限（表5最右列参照）。毎年度、最終四半期に残った割当枠にアクセスできる。

表4： EU鉄鋼セーフガード措置の英国による継続

製品カテゴリ番号 ^{※1}	EUセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品カテゴリ ^{※2}	措置適用除外とならない開発途上国 ^{※3}
継続する措置		
1	非合金および他の合金の熱間圧延鋼板・鋼帯	トルコ
2	非合金および他の合金の冷間圧延鋼板・鋼帯	ブラジル、インド、ウクライナ、ベトナム
4A	金属被覆鋼板	インド、トルコ
4B		中国、インド、トルコ
5	有機被覆鋼板	—
6	錫ミル製品	中国
7	非合金および他の合金の厚板	ブラジル、ウクライナ
12	非合金および他の合金の市場棒材（マーチャントバー）および軽量セクション	中国、トルコ
13	鉄筋	トルコ、ウクライナ
14	ステンレス鋼棒材および軽量セクション	インド
15	鋼線材	—
16	非合金および他の合金線材	—
17	鉄または非合金鋼の形鋼	—
19	鉄道用材料	—
20	ガス管	インド、トルコ、UAE
21	ホローセクション	トルコ、UAE
25A	溶接管（大）	サウジアラビア
25B		トルコ
26	その他の溶接管	中国、インド、トルコ、UAE
27	非合金および他の合金の冷間仕上げ棒材	中国、トルコ
28	非合金ワイヤ	中国、タイ、トルコ
終了する措置		
3A, 3B	電磁鋼板（方向性電磁鋼板（GOES）を除く）	N/A
8	熱間圧延鋼板・鋼帯	
9	冷間圧延鋼板・鋼帯	
10	熱間圧延ステンレス鋼厚（中）板	
18	矢板	
22	ステンレス鋼の継目無管	N/A
24	その他の継目無管	

※1：製品カテゴリ11（方向性電磁鋼板（GOES））および23（ベアリング用鋼管）については、EUがこれらの製品カテゴリはセーフガード措置の対象としないことを決定したためこの表には掲載されていない。

※2：各製品カテゴリの対象関税目コードは「決定通達 2020/06」Annex 1を参照。

※3：鉄鋼セーフガード措置の対象適用外となる開発途上国（121カ国）が「決定通達 2020/06」Annex 3に指定されているが、特定の国・製品についてはその対象外となることが同通達のAnnex 4に定められている。

出所：“Guidance: Trade remedies transition policy”, Department for International Trade <https://www.gov.uk/guidance/trade-remedies-transition-policy>（2020年12月16日更新）および“Notice of determination 2020/06: safeguard measures on certain steel products - application of tariff rate quotas”, Department for International Trade（2020年9月30日）
<https://www.gov.uk/government/publications/notice-of-determination-safeguard-measures-on-certain-steel-products-application-of-tariff-rate-quotas>

② 英国の鉄鋼製品の関税割当枠

DITは「決定通達 2020/06」で19の製品カテゴリーに対する関税割当枠 (TRQ: Tariff Rate Quotas) を公表したが (表 5 参照)、これは2015年から2017年の鉄鋼製品の輸出入データを基に英国向けに再計算したものである。欧州委員会が使用している方法で欧州委員会の最新のセーフガード措置見直し²³で使用されたものと同じ手法で計算されている。

表 5: 鉄鋼製品の関税割当枠 (2021 年第 1 四半期および第 2 四半期)

製品カテゴリー番号	製品カテゴリー	地域・国	2021年1月1日～3月31日 (トン)	2021年4月1日～6月30日 (トン)	割当残枠の利用上限 (トン)	
1	非合金および他の合金の熱間圧延鋼板・鋼帯	EU	147,130	148,765	32,581	※1
		トルコ	23,602	23,864		
		その他の国	46,033	46,544		
2	非合金および他の合金の冷間圧延鋼板・鋼帯	EU	69,037	69,804	26,283	※4
		韓国	9,392	9,496		
		インド	7,052	7,131		
		その他の国	25,994	26,283		
4A	金属被覆鋼板	EU	153,111	154,812	59,612	※4
		韓国	11,475	11,603		
		その他の国	58,957	59,612		
4B	金属被覆鋼板	EU	166,037	167,882	22,834	※1
		中国	30,355	30,693		
		韓国	13,761	13,914		
		その他の国	32,261	32,620		
5	有機被覆鋼板	EU	31,093	31,439	アクセスなし	※2
		韓国	3,798	3,841		
		その他の国	1,063	1,075		
6	錫ミル製品	EU	32,390	32,750	4,266	※4
		中国	3,842	3,885		
		その他の国	4,219	4,266		
7	非合金および他の合金の厚板	EU	60,522	61,195	15,700	※4
		ウクライナ	7,810	7,896		
		その他の国	15,527	15,700		
12	非合金および他の合金の市場棒材 (マーチャントバー) および軽量セクション	EU	48,392	48,930	4,981	※3
		トルコ	11,278	11,403		
		その他の国	8,237	8,329		
13	鉄筋	EU	42,268	42,737	10,183	※3
		トルコ	16,297	16,478		
		ウクライナ	11,274	11,399		
		ベラルーシ	8,249	8,341		
		その他の国	38,147	38,571		
14	ステンレス鋼棒材および軽量セクション	EU	11,675	11,805	1,371	※3
		その他の国	2,444	2,471		
15	鋼線材	EU	233	235	13	※3
		台湾	59	60		
		米国	35	35		
		韓国	26	27		
		その他の国	18	18		
16	非合金および他の合金線材	EU	63,925	64,635	アクセスなし	※2
		その他の国	4,060	4,105		
17	鉄または非合金鋼の形鋼	EU	142,599	144,183	21,370	※4
		その他の国	21,136	21,370		
19	鉄道用材料	EU	1,331	1,346	434	※4
		その他の国	430	434		
20	ガス管	トルコ	13,527	13,678	アクセスなし	※2
		EU	6,686	6,760		
		インド	3,984	4,028		
		その他の国	1,481	1,498		
21	ホローセクション	トルコ	32,387	32,746	401	※3
		EU	10,966	11,088		
		その他の国	1,898	1,919		
25A	溶接管 (大)	その他の国	15,722	15,897	N/A	※5
25B	溶接管 (大)	EU	17,022	17,211	1,871	※4
		日本	1,471	1,487		

²³ 鉄鋼セーフガード措置見直しに関する欧州委員会から WTO への通知 “NOTIFICATION UNDER ARTICLE 12.1(C), 12.2, 12.3 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS - NOTIFICATION PURSUANT TO ARTICLE 9, FOOTNOTE 2 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS” (2020年5月29日)

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/may/tradoc_158766.pdf

製品カテゴリー番号	製品カテゴリー	地域・国	2021年1月1日～3月31日(トン)	2021年4月1日～6月30日(トン)	割当残枠の利用上限(トン)	
		韓国	2,283	2,309		
		トルコ	1,653	1,671		
		その他の国	1,850	1,871		
26	その他の溶接管	EU	19,729	19,948	6,538	※4
		UAE	11,720	11,850		
		トルコ	7,767	7,853		
		ノルウェー	5,973	6,039		
		中国	5,002	5,058		
		その他の国	6,466	6,538		
27	非合金および他の合金の冷間仕上げ棒材	EU	7,144	7,223	アクセスなし	※2
		トルコ	1,371	1,387		
		ロシア	714	722		
		その他の国	611	618		
28	非合金ワイヤ	EU	24,773	25,048	1,364	※3
		トルコ	4,336	4,384		
		中国	2,918	2,950		
		タイ	2,578	2,606		
		その他の国	1,900	1,921		

※1: 1カ国がアクセスできる数量の上限が総割当残枠の70%未満の製品カテゴリー。

※2: 国別割当枠が決まっている国(3列目)は割当残枠にはアクセスできない製品カテゴリー。

※3: 割当残枠のうち、EUの現行の関税割当の下で認められている数量に比例した一定の数量にアクセスできる製品カテゴリー。

※4: 割当残枠へのアクセスに制限はない製品カテゴリー。

※5: 世界全体での割当枠で(特定国に対する割当枠なし)、割当残枠へのアクセスに上限はない製品カテゴリー。

出所: “Notice of determination 2020/06: safeguard measures on certain steel products - application of tariff rate quotas”, Department for International Trade (2020年9月30日)

<https://www.gov.uk/government/publications/notice-of-determination-safeguard-measures-on-certain-steel-products-application-of-tariff-rate-quotas>

TRIDは、鉄鋼セーフガードの19製品カテゴリーの措置について、関税割当の内容を変更するべきかどうか、対象国ごとに検討する「移行レビュー」のプロセスを公表し²⁴、2020年10月1日に開始した^{25,26}。調査・分析後、「本質的な事実についての意向声明」を貿易救済サービス(Trade Remedies Service)のウェブサイト²⁷に公示し、さらに関係者の見解も検討後、「事前決定」を国際貿易相に勧告し、国際貿易相が最終的な決定を下す。「最終決定の意向声明」の発表は2021年5月、「事前決定」は翌6月の予定である²⁸。

²⁴ “Guidance: Transition review of EU steel safeguard measures” (2020年12月18日)

<https://www.gov.uk/government/publications/the-uk-trade-remedies-investigations-process/transition-review-of-eu-steel-safeguard-measures>

²⁵ <https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/case/TF0006/>

²⁶ 「2018年税(クロスボーダー貿易)法」(通称「税法」)の第13条およびスケジュール5で、貿易措置局(TRA、現TRID)にセーフガード措置の適用が適切かどうか調査し、国際貿易相に勧告を行う権限を与えている。Taxation (Cross-border Trade) Act 2018 (Taxation Act)

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/22/contents>

²⁷ Trade Remedies Investigation Directorate Investigations currently in progress

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>

²⁸ “TRANSITION REVIEW No. TF0006: Safeguard measures on certain steel products, Note to the file, External timeline”, Department for International Trade (2020年10月1日)

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/case/TF0006/>

<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/case/TF0006/submission/de8f4514-4c41-4273-9e36-0ec4d50a6234/document/4abcd202-c453-4b38-afa8-f3f6378fbef1/>

4. 参考情報

<英国政府>

- 現行のアンチダンピング関税措置に関するガイダンス
<https://www.gov.uk/government/collections/anti-dumping-duty-measures>
- 国際貿易省貿易救済調査局（TRID）ホームページ
<https://www.gov.uk/government/organisations/trade-remedies-investigations-directorate>
- TRID が調査中の貿易救済措置案件および「移行レビュー」のリスト
<https://www.trade-remedies.service.gov.uk/public/cases/>
- 英国の輸入管理・規制に関する情報および輸入者向け通達（Notices to Importers）
<https://www.gov.uk/guidance/import-controls>
- Tariff Stop Press Notices：セーフガード措置の開始や関税割当等に関する最新情報
<https://www.gov.uk/government/collections/tariff-stop-press-notice>
- Check UK trade tariffs from 1 January 2021：UK グローバルタリフのサイトへの入り口 <https://www.gov.uk/check-tariffs-1-january-2021>

<欧州委員会>

- EU の貿易救済政策について（アンチダンピング、相殺関税、セーフガード措置の関連法や下記の調査中案件のリストへのリンク等）
<https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/trade-defence/>
- 調査中案件のリスト（Ongoing investigations のタブ）および発動中・調査終了案件の検索（Investigations Search のタブ）※検索条件を設定しない場合、すべてのアンチダンピング措置と相殺関税措置が表示される。
<http://trade.ec.europa.eu/tdi/index.cfm>
- EU 官報に公示された調査・見直しの開始および暫定・確定措置のリスト（年別）
<http://trade.ec.europa.eu/tdi/notices.cfm>
- EU における現行のセーフガード措置（2020年5月29日付け WTO への通知）
NOTIFICATION UNDER ARTICLE 12.1(C), 12.2, 12.3 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS
- NOTIFICATION PURSUANT TO ARTICLE 9, FOOTNOTE 2 OF THE AGREEMENT ON SAFEGUARDS
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/may/tradoc_158766.pdf
- セーフガード措置に関連する EU 文書（鉄鋼セーフガードに関する WTO への通知など）
https://trade.ec.europa.eu/doclib/cfm/doclib_section.cfm?sec=206

「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度 英国の輸入規制等」

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5569

禁無断転載